

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

太子町は、兵庫県の南部に位置し、森林総面積685haで、民有林面積は639haである。

そのうちヒノキを主体とした人工林面積は78haで、人工林率は12.2%である。

また、人工林は各地域に分散しており施業の共同化が行いにくい状況にある。

このような中、林業・木材産業の低迷、林業労働力の減少と高齢化、森林所有者の経営意欲の減退等により、自立的な森林経営が困難な状況である。

そのため、森林の持つ水源の涵(かん)養、土砂の流出・崩壊防止並びに森林の持つ環境保全機能等を重視し、自然的・社会的要請に配慮しつつ総合的な森林資源の整備を図るものとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能は、水源涵(かん)養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。

各機能に応じた森林の望ましい姿については、下表のとおりである。

表 I - 1

森林の有する機能	森林の望ましい姿
水源涵(かん)養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の施設が適切に整備されている森林。

上表の機能については、立地条件により同一地区で複数の機能が期待されるところもある。

よって、地域特性を活かす森林資源の充実や暮らしを守る機能の強化を図るとともに、自然との共生を進めるなど、“森林を守り、活かす”取組を進める。

(2) 森林整備及び保全の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林の多面的機能に係る基本的な考え方

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林整備及び保全の基本方針を下表のとおり定め、区域設定を行うものとする。

表 I - 2

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵（かん）養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、災害に強い森林を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を行う必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

これら機能のうち水源涵(かん)養機能、山地災害防止及び土壌保全機能、快適環境形成機能及び保健文化機能について、特に維持増進を図るべき公益的機能と位置づけ、それぞれ「水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」として区域設定の対象とする。

また、木材等生産機能については、林業等木材生産活動が森林の適正な維持造成に寄与していることに鑑み、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」として区域設定の対象とする。

イ 森林の多面的機能の維持増進に係る推進方策

当森林整備計画においては、上記の5つの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の所在を明示し、住民及び森林所有者等に対して本町における森林整備及び保全の基本的な考え方及び森林施業の推進方策を明確に伝えることとする。

これにより、住民に対しては住宅地周辺の災害防止を目的とした里山整備や野生動物の被害を軽減する緩衝帯整備といった生活環境保全を目的とした森林整備を促進するとともに、森林所有者及び林業事業者等に対しては適正な森林施業を推進するために森林経営計画の樹立及びその計画の実行を指導するほか持続的な林業経営を行う森林所有者等を支援するものとする。併せて、森林の多面的機能の高度発揮が見込まれるFSCやSGEC等の森林認証の取得を推奨するものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

平成21年9月に締結された「美しい森林づくりに関する覚書」（兵庫県、近畿中国森林管理局、森林総合研究所）により、民有林と国有林とが相互に連携、協力し、一体となって森林の多面的機能を高度に発揮させる森林整備及び木材の安定的な供給体制の確立に向けて取り組むこととなっている。

なお、森林所有者及び林業事業体等とで協定を締結し、合理的な林道等路網整備と協同施業団地設定等にあたり、事業の実施にかかる支障を取り除くための取り決めに定める必要がある場合は、これを支援するものとする。

II 森林整備の方向に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採にあたっては、花粉発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進するとともに、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後別の区域で伐採したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させる。

また、伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。

特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。

このほか、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

○人工林の場合

- ① 皆伐は、1箇所あたりの伐採面積を適当な規模とするとともに、伐採箇所についても努めて分散を図ることとし、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のために必要がある場合には保護樹帯を積極的に残すなど、気象害の防止や林地の保全及び公益的機能の発揮に配慮するものとする。
- ② 主伐の時期は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、公益的機能のより高度な発揮及び多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図るよう努めるものとする。
- ③ 公益的機能の観点から皆伐等の施業が適切でない育成単層林の箇所については、部分伐採を促進し郷土樹種や広葉樹による混交林化等、複層林施業の導入を図るものとする。
- ④ 主伐の目安は下表のとおりとする。

表Ⅱ－１

樹 種	標準的な施業体系			主伐時期の目安
	生産目標	仕立て方法	期待径級	
ス ギ	一般建築用材	中仕立て	24cm	40年
	一般建築用材	中仕立て	30cm	60年
ヒ ノ キ	一般建築用材	中仕立て	24cm	45年
	一般建築用材	中仕立て	26cm	60年
マ ツ	一般材等	中仕立て	20cm	40年

○天然林の場合

皆伐は植栽が確実に実施されるか、地域の既往の林業施業等から判断してぼう芽の発生や稚樹の生育が確実に見込まれ、天然更新が確実な林分で実施するものとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が３０％以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては４０％以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

○人工林の場合

- ① 単木択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間により行うものとする。
- ② 群状択伐、帯状択伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮して行うものとする。

また、単層林から複層林化を進める場合は、強度の間伐や主伐として択伐を実施していく。

○天然林の場合

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林に確実に誘導する観点から、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案し、稚樹や母樹の保存、優良なぼう芽を発生させることに配慮し、伐採を行うものとする。

２ 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案した標準伐期齢は下表のとおりである。

表Ⅱ－２

地 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	その 他 針 葉 樹	広葉樹
全 域	３５年	４０年	４０年	４５年	１５年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

３ その他必要な事項

林地の保全、落石等の防止、寒風害等の被害の防止及び風致の維持等のために必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。

第２ 造林に関する事項

１ 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

（１）人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、表Ⅱ－３に示すとおりであり、植栽に係る樹種については、スギは沢沿いから斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。）、ヒノキは斜面中から上部を基本として選定するものとする。

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は太子町産業経済課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

表Ⅱ－３

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツ（松食い虫抵抗性のあるもの）等針葉樹 クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ等有用広葉樹

（２）人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、表Ⅱ－４に示す本数を標準として決定する。

なお、低コスト造林施業のため疎仕立てとして1,000～1,500本程度の低密度植栽を行う場合など、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合、または定められた樹種以外の樹種を植栽する場合は、林業普及指導員又は太子町産業経済課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

※低密度植栽を検討する場合は、「スギ・ヒノキ・カラマツにおける低密度植栽のための技術指針」（林野庁令和3年度改訂版）」を参考にする。

表Ⅱ－４

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本／ha)	備 考
スギ	中仕立て	3,500	
ヒノキ	中仕立て	3,500	
マツ	中仕立て	4,000	

イ その他人工造林の方法

人工造林は、下表に示す方法を基準として行うものとする。

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入等、植栽時期の通年化や機械地拵え等の実施による伐採更新施業の合理化・効率化に努めることとする。

表Ⅱ－５：その他人工造林の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地帯の崩壊の危険性のある箇所や防風効果を利用して植栽木を寒風から保護したい箇所等については、等高線沿いの筋状地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に沿って、できるだけ筋を通して植え付けるものとする。 裸苗、ポット苗、コンテナ苗など苗の形状に応じた適切な器具を使用して、植穴を開け、中に落ち葉や腐食が混入しないようにする。 植え付け後は根と土壌の間にすき間が生じないように適宜踏み固める。 傾斜地においては、表土の流亡により浅植えとならないよう、必要に応じて段切りを行ったうえで植え付ける。
植栽の期間	裸苗は２～３月中旬までに行うことを原則とし、秋植えする場合は、苗木の根の成長が鈍化した時期に行うものとする。 ポット苗及びコンテナ苗は、樹種の特性に配慮したうえで、耐冬期や酷暑期を避けて通年で植栽できるものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成のため、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、皆伐の場合は２年以内、択伐の場合は５年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

また、以下に示す内容により、森林の確実な更新を図るものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、下表に示すものとする。

表Ⅱ－６：天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、モミ、クリ・ナラ類、シイ・カシ類、ブナ、ホオノキ、ケヤキ、ミズメ、ヌルデ、タラノキ、シロダモ、リョウブ、ヤマウルシ、ヤマハゼ、ネズミモチ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、タブノキ、クスノキ、ヤマモモ、ヤマザクラ、カエデ等、その他県内に自生し高木性の樹種を対象とする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	上記のうちスギ、ヒノキ、モミ、アカマツ、クロマツを除いたものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

天然更新をすべき立木の本数は、3,000本/ha（ただし、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）とする。ここで、更新すべき立木の本数は、期待成立本数であるha当たり10,000本に10分の3（立木度）を乗じたものとする。また、天然更新補助作業の標準的な方法は、下表に示す方法を基準として行うものとする。

表Ⅱ－７：天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや枝条等の粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の地表処理を行い種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈り出し	天然稚樹の生育がササなどの下層植生により阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い、稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植え込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外は掻き取るものとする。

イ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新をすべき期間以内に伐採跡地の天然更新の状況を確認し、天然更新をすべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。ただし、自然条件や周辺環境によっては、森林の有する公益的機能の維持を発揮するため、早期回復を図ることとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

地域森林計画に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針に基づき、天然更新が期待できない森林及び伐採方法について主伐後の適確な更新を確保することとして、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して、下表の通り定める。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

表Ⅱ－8：植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備 考
特定しない	(1) の基準を満たす町内の森林とする。

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

10,000本/ha

5 その他必要な事項

伐採跡地の確実な更新を図るため、Ⅲ森林の保護に関する事項の第1鳥獣害の防止に関する事項の記載に基づくほか、伐採予定地周辺の鳥獣害の状況に応じた鳥獣害防止対策を検討するとともに、人工造林あるいは天然更新実施箇所の鳥獣害防止に必要な措置を実施する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他

間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。間伐及び保育作業が適切な時期及び方法で実施されるよう、計画的かつ積極的に推進することとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとし、下表に示す内容を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適正な時期、方法により実施するものとする。

表Ⅱ－9

樹種	施業体系 (生産目標)	植栽本数 (ha当たり)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	
			初 回	2 回 目	3 回 目	4 回 目	材積間伐 率	選木基準
スギ	中径材 伐期 40年	3,500本 中仕立て	15	20	25	30	おおむね 20～30%	初回は形質不良木から順に選木することとするが、不良木のみでなく満遍なく間伐を行うものとする。 2回目以降は、主伐時まで残存すべき優れた形質の木を選択し、それ以外の木を適正な間隔において選木する。 ただし、過密林分においては、かかり木や残存木への損傷を防止するため、列状に選木することを認めるものとする。
	中径材 伐期 60年		18	25	31	40		
ヒノキ	柱材 伐期 45年	3,500本 中仕立て	22	30	37	—		
	中径材 伐期 60年		22	30	37	45		

※ 間伐の実施時期の平均的な間隔は、標準伐期齢未満の森林においては10年ごと、標準伐期齢以上においては15年ごとを目処とする。

※ 時期(林齢)及び間伐率は、地位や生産目標が異なることにより植栽本数が上記以外の場合もあるので、地位の良否、植栽本数の多少に応じて調整すること。

※ 保安林における伐採率は、指定施業要件の率以下とする。

※ なお、過密林分等における選木基準については、かかり木や残存木への損傷を防止するため、列状に選木することを認めるものとする。

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育は、下表に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適正に実施するものとする。

表Ⅱ－１０

種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数					保育の方法
		林齢 1	5	10	15	20	
下刈	スギ	⑧	① 5 ～ 8回				植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は造林木の生長が最盛期となる直前とし、6～8月頃を目安とする。
	ヒノキ		① 5 ～ 10回	⑩			
つる切り	スギ	⑧	① 1 ～ 2回				下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6～7月頃を目安とする。
	ヒノキ		① 1 ～ 2回	⑩			
除伐	スギ			⑧ 1 回			下刈り終了後、林冠が閉鎖した時期に、造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は、8～10月頃を目安とする。
	ヒノキ			⑩ 2 回	⑮		
枝打	スギ		⑧ 3 回（打ち上げ 4m）		⑮		林冠が閉鎖し、林木相互間に競争が生じ始めた頃から、病虫害の発生予防・材の完満度を高めるために行う。実施時期は樹木の生長休止期とする。
	ヒノキ			⑩ 4 回（打ち上げ 6m）	⑮		

3 その他間伐及び保育の基準

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長(標準伐期齢に10年を追加する)とともに、皆伐については伐採規模の縮小等により、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。森林の区域については、別表2により定めるものとする。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める、それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。

それぞれの森林の区域については別表2により定める。

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による適切な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人口林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。ただし、天然下種更新やぼう芽更新を計画する場合はこの限りではない。

【別表 1】

区 分		森林の区域	面積 (ha)
公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別添図面「森林機能区分図」のとおり。	46.4
	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		508.0
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		174.9
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		104.8
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			98.8

※同一森林に複数の機能が設定されることもあるため、面積の計は本町の森林面積に一致しない。

※木材生産機能が公的機能と重複する場合は公的機能の施業方法による。

※水源涵(かん)養機能が他の公益的機能と重複する場合は、他の公益的機能の施業方法による。

【別表 2】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長(標準伐期齢+10年間)を推進すべき森林	該当なし	該当なし

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業（標準伐期齢の概ね２倍）を推進すべき森林	13林班	47.0
	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	1林班～12林班	592.1
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	該当なし
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	該当なし

３ その他必要な事項

該当なし

第５ 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１ 路網の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について表Ⅱ－１１に記載する。ほか、Ⅱ森林の整備に関する事項の第１森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）の２立木の伐採（主伐）の基準的な方法の記載に基づく。

表Ⅱ－１１

区分	作業システム	路網密度（m/ha）		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 （ 0° ～15° ）	車両系 作業システム	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 （15° ～30° ）	車両系 作業システム	25～40	50～160	75～200
	架線系 作業システム	25～40	0～35	25～75
急傾斜地 （30° ～35° ）	車両系 作業システム	15～25	45～125	60～150
	架線系 作業システム	15～25	0～25	15～50
急峻地 （35° ～ ）	架線系 作業システム	5～15	—	5～15

※路網密度の水準は、木材搬出予定箇所に応用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

該当なし

イ 細部路網の整備に関する事項

① 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知）を基本として、都道府県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

② その他必要な事項

該当なし

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項（太子町は該当なし）

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、
「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

2 その他必要な事項

該当なし

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

太子町においては、小規模な森林所有者および不在村の所有者が少なくないことに加え、昨今の林業をとりまく状況の悪化から森林経営に消極的な所有者が増加している。このことから、森林の多面的機能の高度発揮を図るべく適正な森林施業を確保するため、これら森林経営に消極的な所有者から森林経営の長期の受委託を促進するとともに、森林施業の集約化を図ることとする。

また、一定規模の森林所有者についても、規模の拡大による森林経営の合理化を推進するため、同様に森林経営の受委託を促進することとする。

森林経営の受託は森林組合のほか、林業事業体がこれを担うこととし、経営規模の拡大による事業量の確保および安定的な経営を図るものとする。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

不在村森林所有者が多い地域にあっては、当該所有者に対する普及啓発活動を強化することによって、適正な森林施業の確保に努めるものとする。

また、森林経営に消極的な所有者の森林施業を推進するため、施業の具体的な内容や収支見積り等を示す提案型集約化施業の普及を図るとともに、森林施業プランナーの育成を支援するものとする。提案型集約化施業の推進にあたっては、森林経営計画の普及が不可欠であることから、森林組合等および兵庫県と連携を保ちながら森林所有者に対する適切な指導を行うこととする。

一方で森林経営を受託する森林組合及び林業事業体（以下、「森林組合等」という。）に対しては、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんの他、地域協議会を開催する等して支援を図ることとする。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等森林の経営の受託の方法については、関係者間で錯誤が無いよう同意の上行うこと。また、立木の育成権の委任の程度や金銭に係る事項等、契約内容について関係者間で確認を行うよう指導することとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林経営管理制度の基本方針

ア 森林経営管理制度の活用方法

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することが出来ない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の審理については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適正な森林の経営管理を推進する。

イ 森林経営管理制度の留意事項

経営管理権集積計画又は経営管理実施配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持推進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

(2) 対象地選定に関する事項

ア 対象地の選定

本計画で定める森林のうち所有者境界の明確な森林を優先させて、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理集積計画の作成等の作業を進めることとし、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の作成を推進するものとする。

イ 対象地選定における留意事項

市町村森林経営管理事業を実施する場合にあっては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項（間伐及保育の標準的な方法や公益的機能別施業森林等において推進すべき施業の方法等）に適合する施業を行う。

なお、当該事業の実施により、対象森林が、効率的かつ安定的な経営管理が行われる森林として見込まれると認められる場合は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

太子町では、森林施業の集団的、計画的な受託による施業の共同化が立ち後れているが、今後は小規模森林所有者や不在村森林所有者等の森林における適正な森林施業を実施するため、太子町、森林組合等、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備し、森林施業の共同化を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業を効率的に実施するため、施業の共同化を図り集団的な作業量を確保し、作業路等基盤整備、高性能機械の導入を促進して経費の軽減を図り、合理的な林業経営を推進する必要がある。

そのため、施業実施協定の締結を促進する等、造林・保育及び間伐等の森林施業を森林組合等林業事業体に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同で森林施業を行う者（以下「共同施業者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して、代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で行い、場合によっては森林組合等への委託により実施する。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は、共同施業者により実施する。
- (3) 共同施業者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同施業者が果たすべき責務等を明らかにする。
- (4) 共同施業者の合意の下、施業実施協定の締結に努める。
- (5) 森林施業や路網の整備等に関して、同一区域内の認定請求者間で相互に連携、協力するように努める。

4 その他必要な事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象はシカ・イノシシとし、鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

また、区域は林班を単位とする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を、地域の実情に応じ単独又は組み合わせて行うこととする。

また、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に行うこととする。

なお、アに掲げる防護柵については、見回り点検や補修改良等の維持管理を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努め、鳥獣害防止対策等と連携・調整するよう努めることとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木の単木防除資材の設置、剥皮防止帯設置、現地調査等による森林のモニタリング実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）による捕獲等の実施

別表3

対象鳥獣の種類	対象林班	面積 (ha)
シカ・イノシシ	1～9林班、12林班	505.5

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回等に努めるものとする。鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導を通じて鳥獣害の防止を図る。また、必要に応じて各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除又は予防の方法等

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

ア 松くい虫被害対策

森林病虫害等防除法に基づき策定する地区実施計画により、地域経済上重要な松林を防除区域、その周辺に位置する松林を周辺区域に指定し、これらの指定区域を対象に予防・駆除対策を効率的・効果的に実施し、被害のまん延を防止する。

また、環境に配慮した防除を推進するため、被害木のチップ化による駆除等により、農薬使用の軽減及び被害木の有効利用(破砕材のパルプ材等への利用)に努める。

表Ⅲ－１：対象松林区分と被害対策の実施方針

松林区分	松林区分毎の実施方針	指定区分
【防除区域】 地区保全森林	木材資源として優良な松林、又は松たけ山等地域経済上重要な松林で、主に高度公益機能森林と一体(高度公益機能森林から概ね10Km以内かつ面積10ha以上)となって保全を図る松林を対象として区域を指定する。 特別防除・地上散布・樹幹注入等の予防対策と伐倒駆除等の駆除対策を効果的に実施し、重点的に防除する。	該当なし
【周辺区域】 地区被害拡大防止森林	地区保全森林周辺(概ね2km)にある松林を対象として区域を指定する。地区保全森林への被害拡大を防止するため、伐倒駆除の実施及び感染源の除去による樹種転換を促進する。	該当なし

イ ナラ枯れ被害対策

県内で被害が拡大しているカシノナガキクイムシによるナラ枯れについては、関係機関と連携して被害対策に努め、被害の拡大を防止し、森林の公益的機能の低下を防止する。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までにかかる地域の体制づくりを行う。

森林病虫害等のまん延のため、緊急に伐倒駆除を行う必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合がある。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、シカ被害防止施策等と連携を図りつつ、野生鳥獣の被害や生息の動向等に応じた広域かつ効果的な森林被害対策を行う。

また、地域の実情を踏まえ野生鳥獣との共存にも配慮した対策を適切に行うこととする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、防火線の設置、初期防火用水の整備をし、地域住民に対する防火対策のための普及啓発を行う。

4 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

表Ⅲ－2：病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
該当なし	

(2) その他

該当なし

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、下表の区域ごとに計画を作成することとする。

また、次に掲げる事項に充分留意し、適切に行うこととする。

(1) Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

(2) Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

(3) Ⅱの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び

Ⅱの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(4) Ⅲの森林の保護に関する事項

表V－1：森林経営計画作成に関する区域区分

区域名	林班	区域面積(ha)
太子町	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13	639.1

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域材や地域の特産林産物の生産、加工、流通及び販売を通じた産業の振興のほか、豊かな森林資源を活用した都市との交流を図ることにより、多くの雇用機会を創出するとともに、地域への定住が促進されるよう適切な森林整備を推進する。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

地域の特色を生かした資源の活用や、都市との交流など、森林を介した山村の活性化を図り、多様な森林整備を推進する。

なお、森林の総合利用施設の整備計画は下表のとおりとする。

表V－2：森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将 来（計 画）		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
原Y M C A キャンプ場	原地区	13ha			▽1
檀特山 ふるさとの森	矢田部、東南、 川島地区	13ha			▽2

4 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

太子町の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、小中学校等の教育団体による森林・林業教室の開催等積極的に活用するものとする。

また、住民参画型の森林整備事業等についても、地域が積極的に活用できるよう、活動組織への支援体制を構築する。

(2) 連携による取組に関する事項

近年、森林に対する要請や価値観の多様化により、森林づくりに直接参加しようとする機運が高まっている。そこで太子町においても、他の市町村から積極的に森林ボランティア等の活動状況や受け入れ情報を収集するとともに、太子町からも森林ボランティア団体が継続して活動できる受け入れ情報を発信するなど、住民に情報提供していくこととする。

(3) 法第10条の11の9に規定する施業実施協定の参加促進対策

該当する森林において行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備を行う。

(4) その他

該当なし

5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

なお、森林経営管理制度の活用に関する事項については、Ⅱ森林の整備に関する事項の第6委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項によるものとする。

6 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合等との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めるものとする。

(2) 保安林その他法令等制限林に関する事項

保安林その他法令により、施業について制限を受けている森林については、当該制限に従い施業を実施するものとする。

VI 付属資料

(1) 市町村森林整備計画概要図

民有林（公有林含む）と国有林の区分、保安林、路網計画、公道等を表示する。

(2) 機能別施業森林区域図

機能別施業森林の区域（ゾーニング）および施業方法について表示する。

Ⅶ 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

(人)

		総 計			0～14 歳			15～29 歳			30～44 歳			45～64 歳			65 歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H17 年	32,555	15,775	16,780	5,323	2,668	2,655	5,615	2,747	2,868	7,081	3,573	3,508	9,293	4,465	4,828	5,165	2,261	2,904
	H22 年	33,438	16,217	17,221	5,793	2,948	2,845	4,742	2,301	2,441	7,709	3,849	3,860	8,622	4,150	4,472	6,539	2,944	3,595
	H27 年	33,690	16,369	17,321	5,518	2,872	2,646	4,548	2,210	2,338	7,355	3,670	3,685	7,989	3,885	4,104	8,247	3,703	4,544
	R2 年	33,477	16,253	17,224	4,844	2,539	2,305	4,598	2,241	2,357	5,956	2,963	2,993	8,618	4,281	4,337	9,045	4,016	5,029
構成比 (%)	H17 年	100.0	48.5	51.5	16.4	8.2	8.2	17.3	8.5	8.8	21.8	11.0	10.8	28.6	13.8	14.8	15.9	6.9	9.0
	H22 年	100.0	48.5	51.5	17.3	8.8	8.5	14.2	6.9	7.3	23.1	11.5	11.6	25.8	12.4	13.4	19.6	8.8	10.8
	H27 年	100.0	48.6	51.4	16.4	8.5	7.9	13.5	6.6	6.9	21.9	10.9	11.0	23.7	11.5	12.2	24.5	11.0	13.5
	R2 年	100.0	48.5	51.5	14.5	7.6	6.9	13.7	6.7	7.0	17.8	8.9	8.9	25.7	12.8	12.9	27.0	12.0	15.0

(注) 国勢調査による。

② 産業部門別就業者数等

(人)

実数 (人)	年次	総数	第 1 次産業				第 2 次産業		第 3 次産業	分類不能
			農業	林業	漁業	小計		うち木材・ 木製品製造		
実数 (人)	H22 年	15,036	211	—	—	211	5,464	20	9,143	218
	H27 年	15,026	211	—	—	211	5,409	13	9,292	114
	R2 年	15,330	199	—	2	201	5,349	7	9,618	162
構成比 (%)	H22 年	100.0	1.4	—	—	1.4	36.3	0.1	60.8	1.5
	H27 年	100.0	1.4	—	—	1.4	36.0	0	61.8	0.8
	R2 年	100.0	1.3	—	0	1.3	34.9	0	62.7	1.1

(注) 国勢調査、太子町の統計による。

(2) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

(令和5年3月現在)

保有形態		総面積		立木地			人工林率 (B/A)
		面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
総数		685ha	100 %	640ha	101ha	539ha	14.7%
国有林		46	6.7	44	23	21	50.0
公有林	計	18	2.6	17	0	17	0.0
	都道府県有林	1	0.1	1	0	1	0.0
	市町村有林	17	2.5	16	0	16	0.0
	財産区有林	—	—	—	—	—	—
私有林		621	90.7	579	78	501	12.5

(注) 兵庫県林業統計書等による。

② 保有山林面積規模別経営体数

面積規模	林家数				
0～3ha	0	5～10ha	1	20～50ha	0
3～5ha	0	10～20ha	2	50～100ha	1
総数					4

(注) 2020年農林業センサスによる。

(3) 市町村における林業の位置付け

① 製造業の事業所数、従事者数

(令和3年現在)

	事業所数	従事者数(人)
全製造業(A)	48	2,406
うち木材・木製品製造業(B)	1	7
B/A	2%	0.3%

(注) 太子町の統計による。

(4) 林業関係の就業状況

(令和3年現在)

区 分	組合・事業者数	従業者数		備 考
			うち作業員数	
森 林 組 合	—	—	—	
生 産 森 林 組 合	6	0	0	
素 材 生 産 業	—	—	—	
製 材 業	1	7	7	
合 計	7	7	7	

(注) 兵庫県林業統計書・太子町調べ